

# 石川県公報

平成 26 年 7 月 22 日

第 1 2 7 1 6 号 (火曜日)

毎週 2 回 火曜 金曜 発行

目

次

## 告 示

○土壌汚染対策法の規定による形質変更時要届出区域の  
全部の指定の解除 (環境政策課) 1

告

示

### 石川県告示第348号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定により、土壌汚染対策法の規定による形質変更時要届出区域の指定（平成25年石川県告示第446号）により指定した同項に規定する形質変更時要届出区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）の全部について、次のとおり指定を解除する。

平成26年7月22日

石川県知事 谷 本 正 憲

- 指定を解除する形質変更時要届出区域  
羽咋市旭町ユ20番2の一部
- 形質変更時要届出区域において土壌の汚染状態が土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類  
水銀及びその化合物
- 講じられた汚染の除去等の措置  
土壌汚染の除去

